

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分（社会保障財源化分）については、その用途が「社会保障施策に要する経費」に限定されています。本市においては、下記の社会保障施策に要する経費の一般財源に広く充てています。

平成27年度決算

(歳入)

地方消費税交付金 618,971 千円
 (うち社会保障財源化分 264,892 千円)

(歳出)

社会保障施策に要する経費 (単位：千円)

事業名	経費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国県支出金	その他		
社会福祉	障害者福祉事業	795,124	550,146	7,248	237,730
	高齢者福祉事業	208,493	3,803	30,428	174,262
	児童福祉事業	1,246,570	401,228	40,433	804,909
	母子福祉事業	85,342	28,322	425	56,595
	生活保護事業	426,053	314,331	0	111,722
	その他	184,706	14,745	4,431	165,530
	小計	2,946,288	1,312,575	82,965	1,550,748
社会保険	国民健康保険事業	445,716	113,028	0	332,688
	介護保険事業	601,878	6,345	0	595,533
	後期高齢者医療事業	740,822	114,033	6,075	620,714
	小計	1,788,416	233,406	6,075	1,548,935
保健衛生	診療所事業	27,563	0	0	27,563
	予防対策事業	124,380	711	383	123,286
	健康増進事業	3,257	1,591	0	1,666
	その他	104,678	26,427	7,500	70,751
	小計	259,878	28,729	7,883	223,266
合計	4,994,582	1,574,710	96,923	3,322,949	